

# 高梁市 立地適正化計画

誘導区域に係る

補助の手引



令和4年3月

高梁市

# 目 次

<b>(1) まちなか便利エリアに誘導するための施策に関連する補助</b> ……………	1
① 中心市街地の活性化、機能強化に向けた都市機能の整備……………	2
■ 景観・歴史まちづくり……………	2
■ 都市施設・都市基盤等の整備……………	3
<b>(2) まちなか居住エリアに誘導するための施策に関連する補助</b> ……………	8
① 快適に暮らせる良好な居住空間の創造……………	9
■ 空き家の活用……………	9
■ 若者の定住促進……………	9
② アクセシビリティの維持・充実……………	13
③ 安全・安心なまちづくりのための地域コミュニティの形成……………	14
■ 地域コミュニティの再構築……………	14
■ 災害に強いまちづくり……………	15
<b>(3) 地域拠点に関する施策に関連する補助</b> ……………	16
① 地域コミュニティの維持・確保……………	17
② 地域住民の日常生活サービスの維持・充実……………	18
③ 地域産業の維持・活用……………	19

## (1) まちなか便利エリアに誘導するための施策に関連する補助

まちの拠点となる「まちなか便利エリア」内において、中心市街地の活性化、機能強化に向けた都市機能の整備等に関連する補助制度があります。

### ① 中心市街地の活性化、機能強化に向けた都市機能の整備

#### ■ 景観・歴史まちづくり

- 駅周辺施設景観まちづくり事業
- 歴史的町並み保存地区整備事業

#### ■ 都市施設・都市基盤等の整備

- 企業立地促進奨励金
- 企業立地促進助成金
- サテライトオフィス等整備事業費補助金
- 雇用確保支援事業補助金
- 地域商業活性化支援事業

①中心市街地の活性化、機能強化に向けた都市機能の整備

■景観・歴史まちづくり

駅周辺施設景観まちづくり事業

日本遺産・歴まち推進室  
☎0866-21-0257

高梁市景観計画及び高梁市景観条例において重点地区に指定した駅周辺景観形成ゾーンについて、市の玄関口に相応しい町並み景観の形成を積極的に推進するため、建築物・工作物の新築、増築、改築等及びこれらと併せて整備する地先緑化に要する経費の一部を補助します。



補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助金限度額
備中高梁駅周辺の建築物等の修景整備及び地先緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅前大通り、城見通り、高梁駅松連寺線のいずれかに接し、その通りから眺望できる範囲内に所在する土地及び建築物等の所有者又は占有者</li> <li>・補助金交付決定の年度から翌年度以内に工事が完成するもの</li> </ul>	大規模建築物の修景整備	3/4 以内	200 万円
		大規模建築物以外の建築物の修景整備	3/4 以内	150 万円
		門、垣、さく、塀の修景整備	3/4 以内	150 万円
		広告物の修景整備	3/4 以内	50 万円
		建築物の修景整備を行う場合の地先緑化	3/4 以内	10 万円
		門、垣、さく、塀の修景整備を行う場合の地先緑化	3/4 以内	10 万円

歴史的町並み保存地区整備事業

日本遺産・歴まち推進室  
☎0866-21-0257

城下町の面影を残す町家等の修理・修景整備への助成を行い、歴史的な町並みの連続性を向上させ、歴史的風致の維持及び向上を図ります。



補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助金限度額
歴史的町並み保存地区内の建築物等の保存修理又は修景等	事業実施者	伝統的建造物	3/4 以内	750 万円
		伝統的建造物以外の建築物	3/4 以内	375 万円
		その他の付属工作物（看板等）	3/4 以内	50 万円

■都市施設・都市基盤等の整備

企業立地促進奨励金

産業振興課  
☎0866-21-3700

本市における企業立地を促進し、産業の振興及び雇用機会の増大を図るため、市内に製造工場、製造業類似事業所、研究所等および物流施設の建設をしようとしている事業者に対し奨励金を交付します。



【交付要件】

区分		製造工場、 製造業類似事業所	研究所等	物流施設
建設に着手する時期		(新設) 土地取得後3年以内に建設に着手すること。 (増設) 既存の敷地内で増設する場合は、新設に係る土地取得後10年以内に建設に着手すること。		
公的団地用地	面積	1,000m <sup>2</sup> 以上		1,000m <sup>2</sup> 以上
民有地	面積	3,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	
	固定資産投資額	・大企業：2億円以上 ・中小企業：1億円以上	・大企業：2億円以上 ・中小企業：1億円以上	
	新規常用雇用	・大企業：30人以上 ・中小企業：10人以上	・大企業：10人以上 ・中小企業：5人以上	

【奨励金の種類・使途・対象経費・金額、交付率および限度額】

	製造工場・製造業類似事業所・研究所等を建設する場合の交付率・限度額	物流施設を建設する場合の交付率・限度額
設備奨励金 (工場、施設の取得整備)	家屋および設備等の固定資産評価額の合計に下欄の割合を乗じた額	家屋および設備等の固定資産評価額の合計に下欄の割合を乗じた額
新設	・公的団地用地：10/100 限度額3億 ・民有地：5/100 限度額1.5億	新設 1/100 限度額3億
増築	・公的団地用地：5/100 限度額1.5億 ・民有地：2.5/100 限度額7,500万	増築 0.5/100 限度額1.5億
土地奨励金 (土地の取得)	工場等に係る固定資産評価額または土地取得費のいずれか低い額に下欄の割合を乗じた額	工場等に係る固定資産評価額または土地取得費のいずれか低い額に下欄の割合を乗じた額
新設	・公的団地用地：40/100 限度額3億 ・民有地：20/100 限度額1.5億	新設 1/100 限度額3億
増築	・公的団地用地：20/100 限度額1.5億 ・民有地：10/100 限度額7,500万	増築 0.5/100 限度額1.5億
雇用促進奨励金 (新規常用雇用)	認定工場等の操業開始に伴う新規常用雇用者1人あたりに下欄の金額を乗じた額	認定工場等の操業開始に伴う新規常用雇用者1人あたりに下欄の金額を乗じた額
新設	公的団地用地：30万 限度額3億 民有地：30万 限度額1.5億	新設 15万 限度額3億
増築	公的団地用地：15万 限度額1.5億 民有地：15万 限度額7,500万	増築 7万5000円 限度額1.5億

企業立地促進助成金

産業振興課  
☎0866-21-3700

本市における企業立地を促進し、産業の振興及び雇用機会の増大を図るため、市内に先端技術工場、一般製造工場、製造業類似事業所、研究所等、物流施設又は観光・レジャーに係る事業所の新增設等のための工事をしようとしている事業者に対し助成金を交付します。



【交付要件】

区分	先端技術工場	一般製造工場、製造業類似事業所	研究所等	物流施設、観光・レジャーに係る事業所
建設に着手する時期	(新設) 土地取得後 3 年以内に建設に着手すること。 (増設) 既存の敷地内で増設する場合は、新設に係る土地取得後 10 年以内に建設に着手すること。 既存の工場等の隣接地を取得後 3 年以内に建設に着手すること。			
面積	(新設) 1,000m <sup>2</sup> 以上			
固定資産投資額	(新設) ・大企業：5 億円以上 ・中小企業：2 億円以上 (増設) ・大企業：2 億 5 千万円以上 ・中小企業：5 千万円以上		(新設) ・大企業：2 億円以上 ・中小企業：1 億円以上 (増設) ・大企業：1 億円以上 ・中小企業：3 千万円以上	
新規常用雇用	(新設) ・大企業：30 人以上 ・中小企業：10 人以上 (増設) ・大企業：15 人以上 ・中小企業：5 人以上		(新設) ・大企業：10 人以上 ・中小企業：5 人以上 (増設) ・大企業：5 人以上 ・中小企業：3 人以上	

補助対象者	交付額	交付期間
交付要件を満たし、認定を受けた事業者	固定資産税相当額	固定資産税が新たに賦課された年度から 6 年間

**サテライトオフィス等整備事業費補助金**

産業振興課  
☎0866-21-3700

「新しい生活様式」としてテレワークやオンライン会議等の新たな働き方が求められる中で、テレワーク等多様な働き方の促進等を図るため、市内にサテライトオフィス等を整備する費用の一部を補助します。



**補助対象者**

- ・市内の空き物件を整備して、新たにサテライトオフィス等を開設する企業
- ・市内の空き物件の所有者で、空き物件を改修し、企業向けのサテライトオフィスの提供を行う方

[以下のすべての要件を満たすこと]

- ※市内の空き物件を購入又は賃借すること。
- ※会社更生法による更生手続開始の申立て又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ※市税を滞納していないこと。
- ※サテライトオフィス等として3年以上運営することを誓約できること。
- ※サテライトオフィス等の設置が、都市計画法、建築基準法その他の関係法令に違反しないこと。
- ※すでにリフォーム補助金等他の補助制度を利用して整備した空き物件は対象外です。

補助対象経費	補助率	補助金 限度額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット環境整備費</li> <li>・電気・電話配線整備費</li> <li>・照明・空調換気等の整備費</li> <li>・セキュリティ関連機器等の整備費</li> <li>・内装工事費</li> <li>・壁面等固定式パーテーション等の設置費</li> <li>・机・椅子・会議用いす等の購入費 等</li> </ul>	1/2	100万円 (1,000円未満切捨て)

雇用確保支援事業補助金

産業振興課  
☎0866-21-0229

市内の雇用の促進及び定着に資する事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で高梁市雇用確保支援事業補助金を交付します。



補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助金限度額
求人活動支援事業	市内事業所への採用及び配属を目的として、就職情報サイト及び求人広告に求人情報を掲載した中小企業者	次のいずれかに該当する経費のうち、掲載を開始又は終了したものであって、支払を終えたもの (1) 求人情報発信 就職情報サイト等の管理運営者に対して支払った費用のうち、求人情報掲載に係る費用 (2) 企業広告掲載 求人情報誌の掲載費、求人情報を記載したチラシの製作費等	1/2 以内	10 万円
資格取得支援事業	国家資格、技能講習又は技能検定について、市内の事業所に勤める従業員に受験又は受講させ、その経費を負担した中小企業者	国家資格、技能講習又は技能検定に係る経費のうち、中小企業者が負担したもの (1) 資格取得に必要な能力を習得するための講座の受講料。ただし、資格の取得の前提となる卒業資格等を取得するための講座を除く。 (2) 前号に掲げるもののほか、国その他資格授与機関が受講を指定する講習等の受講料 (3) 資格試験等の受験料及び登録免許料 ただし、同一年度内に従業員 1 人につき 1 回まで申請可能とし、当該資格の取得に対して、国、県、その他機関等から費用の補填を受けているときは、補助金の交付対象外とする。	1/2 以内	10 万円

地域商業活性化支援事業

産業振興課  
☎0866-21-0229



商業施設や空き店舗等の整備・リニューアルを促進させることにより、魅力ある商業環境を整備し、商業振興及び地域経済の活性化を促進します。

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助金限度額
共同施設整備事業	商店街等の代表者	・システム更新費 ・施設整備費 ・備品購入費 ・設備撤去及びリニューアル費	1/2 以内	1,000 万円
新規開業等支援事業	・新規開業者 ・第二創業者 ・新規分野参入者等	・店舗等改修経費 ・備品購入費 ※対象経費が 50 万円以上であること	1/2 以内	50 万円
対面型店舗等リニューアル促進事業	市内で 3 年以上営業している直接顧客と対面する商売を行う店舗等	・店舗等改修経費 ・備品購入費 ※対象経費が 50 万円以上であること	1/2 以内	50 万円
移動販売事業	個人商店等	・移動販売車の取得費 ・移動販売車の改造経費	1/2 以内	150 万円
	大規模小売店舗等	移動販売車の改造経費	1/5 以内	50 万円
経営革新計画支援事業	市内に住所を有する事業者等で、中小企業等経営強化法に定める経営革新計画の承認を受けたもの	経営革新計画の計画期間内かつ申請年度内に完了するもの	1/2 以内	100 万円
事業承継支援事業	市内を活動の本拠とし、5年以上事業実績のある中小企業者の事業承継を行う者で、事業継承日から3年以内であるもの	事業承継計画に基づき実施する事業の経費であって、申請年度内に完了するもの	1/2 以内	50 万円

補助対象事業	補助対象者	加算額
新規開業等支援事業、対面型店舗等リニューアル促進事業	新規に開業又はリニューアルする店舗等が都市機能誘導区域又は伝建地区区域にあるもの	補助金額に補助対象額の 10% (上限 10 万円) を加算する
新規開業等支援事業	新規開業者、第二創業者及び新規分野参入者等で高梁市特定創業支援事業を受けた者	補助金額に 10 万円を加算する

## (2) まちなか居住エリアに誘導するための施策に関連する補助

快適に暮らせる良好な居住空間を創造し、市内への定住を促進するための住宅整備や住環境の改善、安全・安心なまちづくり等に関連する補助制度があります。

### ①快適に暮らせる良好な居住空間の創造

#### ■空き家の活用

- 空き家情報バンク活用促進助成金

#### ■若者の定住促進

- 住宅取得助成事業（若者定住促進住宅助成金）
- 新婚さんスタートアップ補助事業
- 子育て世帯向け賃貸住宅建設促進助成金
- 子育て世帯引越し助成事業（若者定住促進住宅助成金）
- 住宅リフォーム助成事業（若者定住促進住宅助成金）
- お試し暮らし助成事業
- 出産祝金制度

### ②アクセシビリティの維持・充実

- 生活道整備事業
- 小規模建設工事補助金

### ③安全・安心なまちづくりのための地域コミュニティの形成

#### ■地域コミュニティの再構築

- 地域集会所整備事業
- 市民提案型まちづくり支援事業

#### ■災害に強いまちづくり

- 自主防災組織活動促進事業
- 老朽危険建物除却促進事業

①快適に暮らせる良好な居住空間の創造

■空き家の活用

空き家情報バンク活用促進助成金

住もうよ高梁推進課  
☎0866-21-0282



空き家の流動化を促進し、人口の増加と地域経済の活性化を図るため、空き家活用に要する経費の一部を補助します。

区分	助成対象経費	助成対象者	補助率	補助金 限度額
購入	空き家情報バンク登録物件の購入	高梁市空き家情報バンクに登録した空き家を所有する方・売買または賃貸で利用する方	1/10 以内	100 万円
家財整理	市内業者に委託し、空き家の家財道具の搬出処分及び清掃に要する経費 (10 万円以上)		2/3 以内	20 万円
改修	市内の建築業者等が施工する、空き家の居住部分の修繕及び設備改善のための改修工事費 (30 万円以上)		1/3 以内	30 万円
DIY	自らが改修を行う場合にかかる材料費 (市内業者で 5 万円以上)		1/2 以内	10 万円

※助成対象者…一定の要件有り

■若者の定住促進

住宅取得助成事業  
(若者定住促進住宅助成金)

住もうよ高梁推進課  
☎0866-21-0282



若者子育て世帯の市内定住を促進するため、住宅の新築または中古・建売住宅の購入に要する経費の一部を助成します。

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助金 限度額※
住宅の新築	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市に定住する意思を持ち、市税等を完納している者</li> <li>15 歳以下の子を養育する者、または 40 歳以下の者</li> </ul>	住宅用地の取得費 (200 万円以上)	1/10 以内	100 万円
		住宅の新築費 (延床面積 70 ㎡以上)	市内業者が施工する場合	
			市外業者が施工する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>三世帯同居及び三世帯近居による場合 50 万円</li> <li>上記以外の子育て世帯の場合 40 万円</li> <li>その他の場合 25 万円</li> </ul>
中古住宅または建売住宅の購入		住宅の購入費 (200 万円以上)	1/10 以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世帯の場合 100 万円</li> <li>その他の場合 50 万円</li> </ul>

※まちなか居住エリアの場合、10 万円を加算

新婚さんスタートアップ補助事業

住もうよ高梁推進課  
☎0866-21-0282

少子化・定住対策のため、婚姻に際し引越しにかかる費用や市内の賃貸住宅の入居に必要な家賃等、また住宅取得や改修にかかる費用の一部を助成します。



補助対象世帯	対象となる経費	補助金限度額
以下のすべての要件を満たす人 ・令和4年1月1日から令和5年3月31日の間に入籍された夫婦ともに39歳以下のご夫婦 ・直近の世帯所得が400万円未満の世帯(無職の場合等、別途要件あり) ・高梁市に5年以上定住する意思を持ち、市税等を完納していること	(1) 引越し費用：入居のため引越し業者等へ支払った費用 (2) 賃貸住宅の家賃等：入居に必要な礼金、不動産仲介手数料、家賃6か月分 (3) 住宅取得費用 (4) 住宅改修の費用：入居のために必要な住宅改修費用  注) 補助上限額は(1)～(4)の費用合計によって算出	・夫婦とも29歳以下の場合、上限60万円  ・夫婦とも39歳以下の場合、上限30万円

子育て世帯向け賃貸住宅建設促進助成金

住もうよ高梁推進課  
☎0866-21-0282

定住人口の拡大を図るため、市内において子育て世帯向け賃貸住宅を建設する民間業者等に対し、建設費用の一部を助成します。



補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率※	補助金限度額※
子育て世帯向け賃貸住宅の建設	市内に子育て世帯向けの賃貸共同住宅を整備する個人、会社等	一定の要件を備えた子育て世帯向け賃貸住宅を建設する経費	1/10以内	・市内業者が施工する場合100万円/戸 ・市外業者が施工する場合70万円/戸

※まちなか居住エリア外で市が指定する地域の場合、上記の1/2

**子育て世帯引越し助成事業  
(若者定住促進住宅助成金)**

住もうよ高梁推進課  
☎0866-21-0282



子育て世帯の転入促進を図るため、子育て世帯の県外から市内への引越し等にかかる費用の一部を助成します。

助成対象世帯	対象となる経費	補助率	補助金 限度額
高梁市に住民票を登録し、5年以上市内に居住する予定の世帯 ・令和4年4月1日以降に岡山県外から高梁市へ転入された世帯 ・子育て世帯 (交付申請日において、15歳に達する日以降の最初の4月1日までの間にある者(出産予定の子を含む)を養育している) ・過去にこの制度による助成金の交付を受けていない世帯  注) 以下に当てはまる世帯は助成の対象外 ・転入日前1年間に於いて、市内に住所を有していた世帯 ・転勤、出向などの職務上の理由により転入した世帯 ・転入日より3か月以上経過している世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内へ引越しのために引越し業者等に支払った費用</li> <li>市内の賃貸住宅の賃貸借契約に要する仲介手数料および礼金</li> </ul> 注) 助成の対象となる経費の合算額が10万円を超えるものが対象となります。同一世帯の方が支払った費用も対象となります。	2/3	10万円

**住宅リフォーム助成事業  
(若者定住促進住宅助成金)**

住もうよ高梁推進課  
☎0866-21-0282



既存住宅の維持又は機能の向上のための改修や修繕等の費用の一部を補助することにより、若者子育て世帯の市内定住を促進します。

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助金 限度額
住宅の改修、修繕、模様替え、増築、設備改善等	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付申請日において、15歳に達する日以降の最初の4月1日までの間にある者(出産予定の子を含む)を養育している者</li> <li>高梁市に5年以上定住する意思を持ち、市税等を完納している者</li> </ul>	住宅の改修・修繕等の工事費(市内の建築業者等が施工するもの)(100万円以上)	1/10以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>三世帯同居世帯 100万円</li> <li>その他世帯 50万円</li> </ul>
		住宅の改修・修繕等の工事費(市外の建築業者等が施工するもの)(100万円以上)	1/20以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>三世帯同居世帯 50万円</li> <li>その他世帯 25万円</li> </ul>

**お試し暮らし助成事業**

住もうよ高梁推進課  
☎0866-21-0282



高梁市への移住を検討し、生活を体験してみたい岡山県外に在在する方に、高梁市でのお試し暮らしを支援します。

助成対象者	対象となる経費
高梁市への移住を検討し、生活を体験してみたい岡山県外に在在する方で、事前に住もうよ高梁推進課へ窓口、電話、メール等で移住相談を行った方、もしくは高梁市空き家情報バンク利用登録者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内宿泊施設の宿泊料金（飲食費等は除きます。）</li> <li>・市内業者で借りたレンタカー利用料金（ガソリン代等は除きます。）</li> </ul>

**補助金額**

- ・1人あたり1泊の宿泊料金から2千円を差し引いた額で助成上限額4千円／泊（1世帯2人分までで、年度内4泊を限度とする。）
- ・レンタカー料金 上限2千円／日（年度内4日を限度とする。）

**出産祝金制度**

市民課  
☎0866-21-0254



定住促進や次代を担う子どもの誕生をお祝いするため、将来の健やかな成長を願って出産祝金を支給します。

対象者	給付額
出生児・その養育者ともに高梁市の住民基本台帳に記載され、高梁市に居住する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1子、第2子・・・2万円</li> <li>・第3子以降・・・3万円</li> </ul>

※出生の届出日から30日以内に所定の申請書類を提出

②アクセシビリティの維持・充実

生活道整備事業

建設課  
☎0866-21-1204



地域の生活路としての役割を果たす私道の舗装・側溝整備等に要する経費を補助することにより、日常生活の利便性や生活環境の向上を図ります。

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助金限度額
自宅への進入路等、個人で管理する道路の舗装整備、側溝整備等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者</li> <li>・受益関係者等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装整備工事に要する経費</li> <li>・側溝整備工事に要する経費</li> <li>・土留擁壁整備工事に要する経費</li> </ul>	5/10 以内	50 万円
		災害復旧工事に要する経費	5/10 以内	100 万円

小規模建設工事補助金

建設課  
☎0866-21-1204



地区が施工する道路、橋梁、河川又は水路の新設、改良、維持又は災害復旧工事に対して補助を行うことにより、日常生活の利便性の向上や安全で快適な通行の確保を図ります。

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助金限度額
町内会等で施工する道路、橋梁、河川または水路の新設、改良、維持のため施工する工事等で、次のいずれにも該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益性があり、地区の合意に基づいているもの</li> <li>・用地、隣地及び利害関係人の同意があること</li> <li>・傷害保険等の加入など、安全施行への配慮がされていること</li> <li>・災害復旧工事においては、国または県等の補助事業等の対象とならないこと</li> </ul>	事業実施地区	新設、改良、維持工事に要する経費	9/10 以内	80 万円
		災害復旧工事に要する経費	9/10 以内	160 万円

③安全・安心なまちづくりのための地域コミュニティの形成

■地域コミュニティの再構築

地域集会所整備事業

市民課  
☎0866-21-0254



コミュニティ組織の基盤となる町内会等の活動拠点として機能する集会所整備に対し助成を行い、地域住民の連帯意識の向上と自主活動の促進を図ります。

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助金限度額
地域集会所の整備	地域集会所を整備する集落  (5年以内に地域集会所整備費補助金の交付を受けていない集落)	新改築、増築に要する経費 (20万円以上)	1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築又は増築面積 40㎡未満の場合 250万円 - (40㎡ - 面積) × 4.1万円</li> <li>建築又は増築面積 40㎡以上 60㎡以下の場合 250万円</li> <li>建築又は増築面積 60㎡超の場合 250万円 + (面積 - 60㎡) × 4.1万円</li> </ul>
		模様替え及び修繕に要する経費 (20万円以上)	1/2	100万円
		バリアフリーに要する経費 (10万円以上)	1/2	50万円

市民提案型まちづくり支援事業

市民課  
☎0866-21-0254



地域のさまざまな課題解決や魅力のあるまちづくりに向けて、市民活動団体等が自主的・主体的に提案企画実施する公共の利益につながる事業を支援するための公募を行います。

補助対象事業	補助対象者
次のテーマに該当する事業 1) 指定テーマ <ul style="list-style-type: none"> <li>市内で働き続ける雇用環境づくりのために</li> <li>市内に移住・定住する人のために</li> <li>若い世代の結婚・出産・子育てのために</li> <li>安心して暮らす地域づくりのために</li> <li>これからの地域を担う「人財」を育てるために</li> <li>循環型社会構築のために</li> </ul> 2) 自由テーマ <ul style="list-style-type: none"> <li>地域課題の解決に向け、必要・効果的と認められる事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に事務所または活動拠点があり、年度内に事業を完遂する見込みがあること。</li> <li>構成員が5人以上で、営利のみを目的としない団体であること。</li> <li>組織の運営に関する規則（規約、会則等）またはこれに準ずるものがあること。</li> <li>宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。</li> <li>特定の公職者や政党を推薦し、支持し、反対することを目的とした団体ではないこと。</li> <li>暴力団またはその構成員の統制下にある団体ではないこと。</li> </ul>

募集テーマ	補助金限度額	補助率		
		1回目	2回目	3回目
指定テーマ	50万円	10/10以内	3/4以内	2/3以内
自由テーマ	30万円	9/10以内	3/4以内	2/3以内

※提案された事業は、外部審査員により審査し、補助金交付事業を決定します。  
 ※同一団体による継続的な事業への交付は、3回を限度とします。  
 ※年度内の提案は、原則として1団体1事業まで。

■災害に強いまちづくり

自主防災組織活動促進事業

防災復興推進課  
☎0866-21-0246



自主防災組織の結成の促進、活動支援、防災資機材の整備を図るため、補助金を交付します。

名称	内容	補助金額	備考
防災訓練	地域での防災訓練に係る費用	基本額 1万円＋組織加入世帯数×100円 (限度額 5万円)	
防災士養成	防災士取得に係る費用	取得費用(交通費は除く) 自主防災組織以外の市内団体に所属するものは 取得費用×1/2	※1 団体1人/年 ※警察官・消防吏員は特例措置あり
研修・啓発	防災意識向上、普及啓発に係る講演会、学習会の開催、冊子の作成等の費用	限度額 2万円	
防災マップ作成	災害時の迅速な非難につなげるための防災マップ作成費用	限度額 5万円	交付を受けた団体は翌年度から起算して3年経過するまで交付対象としない
防災資機材整備	地域内での一時的な避難を想定した備蓄品及び資機材一覧表に掲げるもの	基本額 3万円＋組織加入世帯×200円 (限度額 10万円) ※2 回目以降は上記の半額(限度額 5万円)	

老朽危険建物除却促進事業

環境課  
☎0866-21-0259



近隣民家や道路に被害を与えるおそれがある老朽化した危険な空き家の除却工事費の一部を助成することにより、暮らしの安全・安心の確保や住環境の向上を図ります。

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率・補助金額
老朽危険建物の除却等	老朽危険建物の認定を受けた者	市内に事業所又は営業所を有する解体業者等が行う除却に要する経費	交付対象経費の1/3以内又は30万円のいずれか少ない額

### (3) 地域拠点に関する施策に関連する補助

地域拠点における生活を維持するための地域コミュニティ活動や産業振興等に関連する補助制度があります。

#### ① 地域コミュニティの維持・確保

- 地域集会所整備事業 [再掲]
- 自主防災組織活動促進事業 [再掲]
- 高校生バス通学費補助金事業

#### ② 地域住民の日常生活サービスの維持・充実

- 地域商業活性化支援事業【移動販売事業】 [再掲]

#### ③ 地域産業の維持・活用

- 地域商業活性化支援事業【新規開業等支援事業】 [再掲]
- 中山間地域等直接支払交付金
- 認定農業者等育成支援事業
- 農林水産物消費拡大推進事業
- 地域特産作物生産団地育成事業
- 販路開拓・販売促進支援事業補助金制度

①地域コミュニティの維持・確保

地域集会所整備事業 [再掲]

市民課  
☎0866-21-0254



コミュニティ組織の基盤となる町内会等の活動拠点として機能する集会所整備に対し助成を行い、地域住民の連帯意識の向上と自主活動の促進を図ります。

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助金限度額
地域集会所の整備	地域集会所を整備する集落  (5年以内に地域集会所整備費補助金の交付を受けていない集落)	新改築、増築に要する経費 (20万円以上)	1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築又は増築面積 40m<sup>2</sup> 未満の場合 250万円 - (40m<sup>2</sup> - 面積) × 4.1万円</li> <li>建築又は増築面積 40m<sup>2</sup> 以上 60m<sup>2</sup> 以下の場合 250万円</li> <li>建築又は増築面積 60m<sup>2</sup> 超の場合 250万円 + (面積 - 60m<sup>2</sup>) × 4.1万円</li> </ul>
		模様替え及び修繕に要する経費 (20万円以上)	1/2	100万円
		バリアフリーに要する経費 (10万円以上)	1/2	50万円

自主防災組織活動促進事業 [再掲]

防災復興推進課  
☎0866-21-0246



自主防災組織の結成の促進、活動支援、防災資機材の整備を図るため、補助金を交付します。

名称	内容	補助金額	備考
防災訓練	地域での防災訓練に係る費用	基本額 1万円 + 組織加入世帯数 × 100円 (限度額 5万円)	
防災士養成	防災士取得に係る費用	取得費用 (交通費は除く) 自主防災組織以外の市内団体に所属するものは 取得費用 × 1/2	※1 団体 1人/年 ※警察官・消防吏員は特例措置あり
研修・啓発	防災意識向上、普及啓発に係る講演会、学習会の開催、冊子の作成等の費用	限度額 2万円	
防災マップ作成	災害時の迅速な非難につなげるための防災マップ作成費用	限度額 5万円	交付を受けた団体は翌年度から起算して3年経過するまで交付対象としない
防災資機材整備	地域内での一時的な避難を想定した備蓄品及び資機材一覧表に掲げるもの	基本額 3万円 + 組織加入世帯 × 200円 (限度額 10万円) ※2 回目以降は上記の半額 (限度額 5万円)	

**高校生バス通学費補助金事業**

市民課  
☎0866-21-0254



高校等にバスを利用して通学する生徒の保護者に対して、通学定期購入費用を補助し、路線バスの利用促進や保護者負担の軽減を図ります。

補助対象者	補助対象経費	補助率
市内に居住し、高等学校等にバス通学する生徒の保護者	生徒の居住地の最寄りのバス停留所から、生徒が通学する高等学校等の最寄りのバス停留所又は駅までの区間のバス定期券購入費（市内路線に限る）	1/2

②地域住民の日常生活サービスの維持・充実

**地域商業活性化支援事業  
【移動販売事業】[再掲]**

産業振興課  
☎0866-21-0229



市内の商業振興及び地域経済の活性化に資する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で高梁市地域商業活性化支援事業補助金を交付します。

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助金 限度額
移動販売事業	個人商店等	・移動販売車の取得費 ・移動販売車の改造経費	1/2 以内	150 万円
	大規模小売店舗等	移動販売車の改造経費	1/5 以内	50 万円

③地域産業の維持・活用

**地域商業活性化支援事業**  
【新規開業等支援事業】[再掲]

産業振興課  
☎0866-21-0229



市内の商業振興及び地域経済の活性化に資する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で高梁市地域商業活性化支援事業補助金を交付します。

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助金 限度額
新規開業等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規開業者</li> <li>・第二創業者</li> <li>・新規分野参入者等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗等改修経費</li> <li>・備品購入費</li> </ul> ※対象経費が50万円以上であること	1/2以内	50万円

**中山間地域等直接支払交付金**

農林課  
☎0866-21-0223



農業生産条件の不利性がある中山間地域等において、耕作放棄地の発生防止や水源涵養等、多面的機能の維持・増進を図るため、協定に基づき5年以上継続して適正な農業生産活動を行う農業者で構成する集落等に対し、交付金を交付します。

対象農用地	交付金額
農振農用地区域内の一団の農用地で、一定の面積（合計1ヘクタール以上）と、傾斜の基準を満たすもの	240～21,000円/10a ※地目・傾斜による単価

**認定農業者等育成支援事業**

農林課  
☎0866-21-0223



耕作放棄地の増加、農業従事者の高齢化による担い手不足の解消と、農業経営の安定化と効率化を図るため、市内で農業を営む意欲ある農業従事者の機械購入費に対して補助金を交付します。

対象者	補助率	補助金 限度額
認定新規就農者	1/3	50万円
集落営農組織、農業関係法人、人・農地プラン中心経営体（団体）	1/2	50万円
認定農業者、人・農地プラン中心経営体（個人）	1/6	10万円

**農林水産物消費拡大推進事業**

農林課  
☎0866-21-0223



市内で生産された農林水産物の地産地消の推進を図るため、販売に係る施設整備や広報活動に対し補助金を交付します。

補助対象者	補助対象経費	補助率
直売所	地産地消を増加させるために必要な活動に要する経費	定額

**地域特産作物生産団地育成事業**

農林課  
☎0866-21-0223



吉備高原の冷涼な気候風土等の自然条件等を生かして、高効率で集約的な園芸品目等の生産拡大、省力化及び生産安定対策等に係る費用を補助することにより、産地間競争を勝ち抜く強固な園芸産地の育成を図ります。

補助対象者	補助対象経費	補助率
農業協同組合又は農業者で組織する団体等	規模拡大、生産性向上及び品質向上等に要する経費	1/2 または 2/3

販路開拓・販売促進支援事業補助金制度

産業振興課  
☎0866-21-0229



市内中小企業者の新たな販路開拓を支援するため、ホームページの作成や販売サイトへの登録、展示会や商談会への出展に係る経費の一部を助成します。

補助対象者	補助率	補助金 限度額
<p>○次のいずれにも該当する中小企業者とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中小企業基本法に定める中小企業者の方</li> <li>2. 市内に事業所を有する法人又は市内に事業所を有する個人の方</li> <li>3. 既に納期の到来した市税等を完納していること。</li> <li>4. 風営法に基づく届出を要する事業を営んでいないこと。</li> </ol>	1/2 以内	10 万円 (1,000 円未満 切捨て)

補助対象事業	補助対象経費
商品販売及び予約受付のホームページ作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社ホームページの開設、改修等</li> <li>・ 外国語に対応したネット通販サイト整備のための翻訳料等</li> </ul>
販売サイトへの登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな販路開拓に関わるインターネット販売サイトへの登録料及び補助金を申請する年度分の利用料</li> </ul>
商品販売に係る広告宣伝	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業に直接必要となる新聞（チラシの新聞折込代を含む）、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット等の広報媒体を活用した宣伝に要する経費</li> </ul>
展示会・商談会・見本市等への出店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示会等への出展料、展示装飾料（小間装飾経費、備品リース料等）、搬送料等出展に係る経費</li> </ul>

---

高梁市土木部都市整備課

〒716-8501 岡山県高梁市松原通 2043 番地

☎(0866)21-0238

<http://www.city.takahashi.okayama.jp/>